

秋学期第7問

(1)税理士であるAは、顧問先からの税理士顧問料等の取立てを、集金事務代行業者Bに委託していた。同社は、顧問料等を集金した上、これを一括してAが指定した預金口座に振込送金していたが、Aの妻が上記振込送金先を株式会社C銀行D支店の甲名義の普通預金口座に変更する旨の届出を誤ってしたため、上記Bでは、これに基づき、平成7年4月21日、集金した顧問料等合計75万31円を同口座に振り込んだ。

(2)甲は、通帳の記載から、入金される予定のない上記Bからの誤った振込みがあったことを知ったが、これを自己の借金の返済に充てようと考え、同月25日、上記支店において、窓口係員に対し、誤った振込みがあった旨を告げることなく、その時点で残高が92万円余りとなっていた預金のうち88万円の払戻しを請求し、同係員から即座に現金88万円の交付を受けた。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例:最決平成15年3月12日刑集57巻3号322頁